【後継者育成雇用支援】

人材育成助成要綱(第4条)の規定に該当する旨の誓約書

平成 年 月 日

世羅町商工会長様

(申 請 者)住 所事業所名

代表者名

連絡先

ΕD

申請者が、下記のいずれにも該当する者であることを誓約します。

(世羅町商工会人材育成助成要綱 第4条)

- ①雇用者が雇用保険加入者であること。
- ②新規雇用する日の前日から起算して、6 カ月前の日から交付日までの間に事業所において雇用する常用労働者を解雇等したことがないこと。
- ③正社員として雇用している事業者であること。 (※正社員とは、世羅町内に住所を有する者で、労働契約期間の定めがなく、フルタイムで働く常用労働者として雇用される者とする。)
- ④雇用した月から12か月以上の正社員で継続雇用する事業主であること。さらに助成金交付終3月の翌月から起算して24か月以上の正社員で継続雇用すること。
- ⑤世羅町商工会人材育成助成要綱の条文に違反などが発覚した場合は、助成金支給を打ち切られること。また、それまで支給した助成金を返金することを承諾します。